



久 企 第 2 8 6 号
令和6年10月21日

久喜市行政評価委員会委員長 様

久喜市長 梅 田 修



行政評価の推進について（諮問）

久喜市行政評価委員会条例第2条の規定に基づき、市が実施した行政評価に係る外部評価及び行政評価システムの推進について、貴委員会の意見を求めます。